

京 都 大 学 高 等 教 育 研 究 開 発 推 進 セ ン タ ー 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(部門)</p> <p>第6条 高等教育研究開発推進センターに、次に掲げる部門を置く。</p> <p>高等教育教授システム研究開発部門</p> <p><u>全学共通教育カリキュラム企画開発部門</u></p> <p>情報メディア教育開発部門</p> <p>(研究科の教育への協力)</p> <p>第7条 高等教育研究開発推進センターは、次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。</p> <p>教育学研究科</p> <p>工学研究科</p> <p><u>人間・環境学研究科</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(部門)</p> <p>第6条 高等教育研究開発推進センターに、次に掲げる部門を置く。</p> <p>高等教育教授システム研究開発部門</p> <p>情報メディア教育開発部門</p> <p>(研究科の教育への協力)</p> <p>第7条 高等教育研究開発推進センターは、次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。</p> <p>教育学研究科</p> <p>工学研究科</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成26年4月1日から施行する。</p>